

2026年4月22日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた最終振出期限の設定等について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 坂爪 敏雄）では、2026年度末までに手形・小切手の全面的な電子化に向けて、「手形・小切手の最終振出期限の設定」等を行うこととしましたのでお知らせいたします。

政府は、2026年度末までに手形・小切手を廃止し、全面的に電子化することを目指しており、これを受けて全国銀行協会においても「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」にもとづく取組みが進められています。

何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

取組み内容	実施日	備考
手形・小切手の最終振出期限の設定	2026年10月1日（木）	・2026年9月30日を最終振出期限日とします。 ・2026年10月1日以降に振出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。
他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止※	2026年10月1日（木）	・2026年9月30日を入金受付終了日とします。 ・2026年10月1日以降は、他行（支払銀行）へのご呈示が必要となります。

※ 手形・小切手について、入金伝票を用いて口座へ入金し、翌々営業日の午前11時以降にお支払いが可能となるお取引のことをいいます。

※ なお、「代金取立手形依頼書」により取り扱う手形・小切手の代金取立につきましては、支払期日が2027年3月31日までの手形・小切手であればお取立が可能です。他行（支払銀行）が設定した最終振出期限を超過した手形・小切手であった場合は決済されない可能性がありますので、予めご注意ください。

2. 手形・小切手の全面電子化に向けた支援

当行では手形・小切手の代替サービスについて、導入に関する支援を行っております。
詳しくはお取引店までご相談ください。

<主な代替サービス>

- ・インターネットバンキングによるお振込み
- ・でんさいネットサービスの利用

以 上

本件に関する問合せ先
事務部事務管理課 菅原
電話：022-225-8240

